

JR東海労大二運輸分会「東京地裁で勝利判決」

「組合掲示物撤去」44点を不当労働行為と認定！

3月12日、東京地方裁判所は、JR東海労大阪第二運輸所分会の組合掲示物44点に対するJR東海会社の一方的な撤去について、会社による支配介入として不当労働行為の判断を下しました。

この裁判は、平成20年2月20日に中央労働委員会が出した「①会社による組合掲示物不当撤去47点が不当労働行為である。②山口分会長（当時）に対する訓告処分はなかったものとして取り扱い、年末一時金減額分を支払うこと。」という判断を不服として、JR東海会社が中央労働委員会を相手にして、中央労働委員会の救済命令の一部取り消しを求めて争われていた裁判です。

判決では、山口分会長（当時）への不当処分救済命令が取り消されたものの、44点の組合掲示物撤去は不当労働行為であると認定されました。この勝利を確認し、不当労働行為のない職場、明るく働きやすい職場、自由にものが言える職場をつくるために共に奮闘しましょう。

「会社の組合掲示物不当撤去による支配介入事件」勝訴にあたって

本日、東京地方裁判所は、原告東海旅客鉄道株式会社が、中央労働委員会及び、補助参加人・JR東海労働組合を相手に行政命令の一部取消を求め争っていた事件（「東京地方裁判所平成20年（行ウ）第101号」）に対して、原告会社側の訴えを退け、中央労働委員会、JR東海労働組合を支持する「組合側勝訴」の判決を言い渡した。会社は、判決を真摯に受け止め、早急に我々に謝罪すると共に、二度と不当労働行為を繰り返さないことを文書を持って明らかにせよ。

この事件は、JR東海労働組合大阪第二運輸所分会の組合掲示板から、会社が不当にも一方的に掲示物を撤去したこと及び、山口敏明分会長（当時）に対して通告した訓告処分などが不当労働行為にあたるとして、大阪府労働委員会に救済を求めて争ってきた事件である。

初審大阪府労働委員会、再審査申立により争われた中央労働委員会、共に組合側勝利の救済命令が発せられ、会社の不当労働行為が認定されていた。ところが会社は、反省することなく中央労働委員会命令を不服とし、行政命令の一部取消しを求め東京地方裁判所へ行政訴訟を提起していた。しかし本日、司法の場においても、会社の訴えは退けられた。残念ながら、山口分会長に対する訓告処分撤回は認められなかったものの、会社の行為が不当労働行為に当たることがあらためて明らかとなった。

我々は、この間、会社が「やり得」とばかりに繰り返してきた不当労働行為の数々、特に組合掲示物不当撤去などを広く社会に訴えると共に、その救済を求め闘ってきた。労働委員会での闘いは、「自前の闘い」と位置づけ、代理人をたてず弁護士役、証人を組合員自らが担い、全組合員が一丸となって闘ってきた。本日の判決に至るまで多くの組合員と議論し、準備・打合せを積み重ねてきた。行政訴訟においても、補助参加人として主体的に闘いを進めてきた。まさに、会社によるJR東海労への組織破壊攻撃を、全組合員の職場からの闘いで跳ね返してきたのだ。

平成20年11月25日、二つの掲示物不当撤去事件に対し、最高裁判所が組合勝訴の判断を下した。本日の判決も、この最高裁判所決定に後押しされるかたちでなされたものと確信する。再び三度、会社による労働組合への弾圧の実態が明らかとなったのだ。

この間の闘いを共に闘った仲間達、そして協力して頂いた多くの関係者の皆さんに心より感謝申し上げる。会社からの弾圧はこれからも熾烈にかけられてくることは言うまでもない。しかし、本日の勝利判決に自信と確信を持ち、反転・攻勢の闘いを職場から構築していくことをあらためて明らかにする。

2009年3月12日

JR東海労働組合中央本部
JR東海労新幹線関西地方本部
JR東海労大阪第二運輸所分会